

オンライン資格確認の導入に伴う 国民健康保険関係事務に関する特定個人情報保護評価

1. 特定個人情報保護評価の目的

- 行政機関が個人番号（マイナンバー）を取扱うに当たり、国民や住民個人のプライバシー等の権利や利益の侵害を未然に防ぐため、そのリスクや対策などを事前に対応することにより、国民や住民の信頼を得るために実施する。

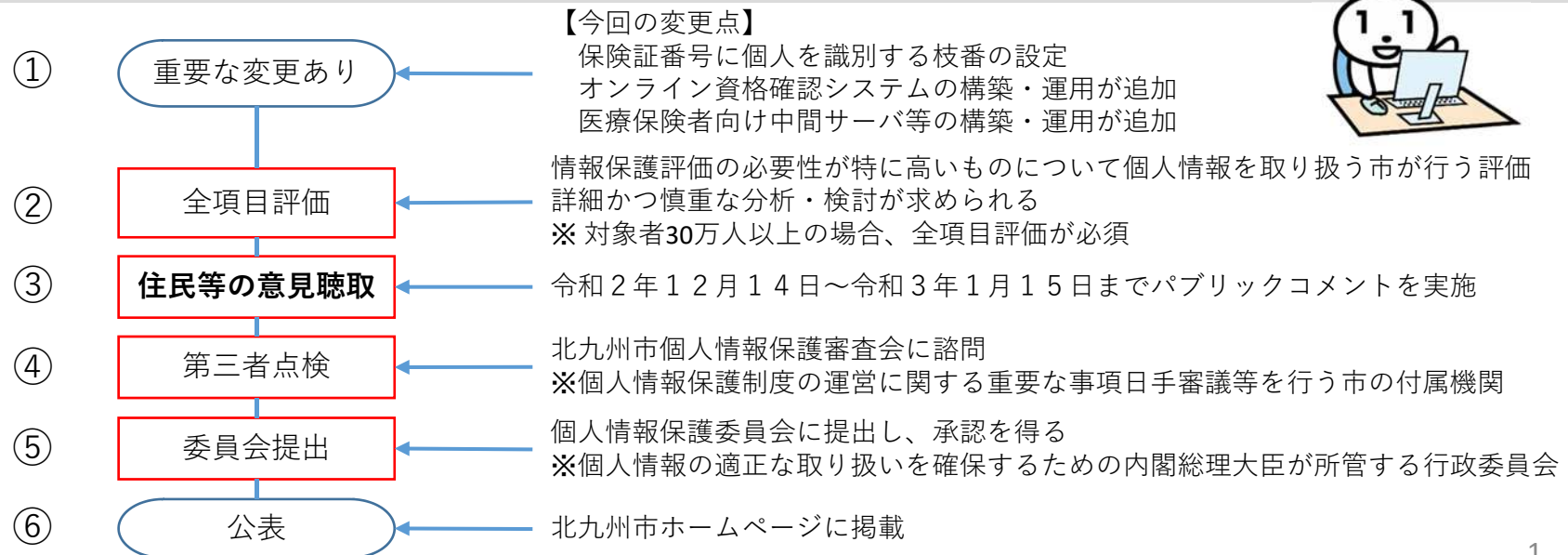
2. 根拠法令

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第27条・第28条

3. 特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
※ 特定個人情報ファイルとは → 個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル

4. 特定個人情報保護評価の実施手順



オンライン資格確認の導入に伴う 国民健康保険関係事務に関する特定個人情報保護評価

5. オンライン資格確認の概要

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」

令和3年3月、保険医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード等を利用した電子資格確認（以下「**オンライン資格確認**」という。）の導入を予定



- オンラインで資格を確認することにより、窓口で、直ちに資格確認を行い、保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。
- 窓口の資格情報等の入力の手間が減ります。
- 患者から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき、患者は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

オンライン資格確認の導入に伴う 国民健康保険関係事務に関する特定個人情報保護評価

6. 特定個人情報保護評価 全項目評価の主な変更箇所

(1) 本市の国民健康保険システムに個人情報ファイルの記録項目として追加される主な情報

国民健康保険情報ファイル【追加項目】

- ・ 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・ 券面記載の被保険者証記号、被保険者証番号、氏名、性別記載の有無
- ・ DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・ 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 等

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

医療保険者等向け中間サーバ等【新たに追加構築・運用されるシステム】

- ・ 医療保険者全体や医療保険制度が資格管理等を行う際に使用するシステムで社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会が取りまとめ機関として設置・運営

国保総合システム及び国保情報集約システム【機能を追加】

- ・ オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報提供機能を追加

(3) 特定個人情報ファイルを取り扱う業務の委託

資格継続業務、高額多数該当の引継ぎに関する保険者事務共同処理作業【委託内容を追加】

- ・ 国保連合会への委託内容に「市町村より受理した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者向け中間サーバへの送信・登録を行う」を追加

医療保険者向け中間サーバ等における資格履歴管理事務【委託業務を追加】

- ・ 福岡県国民健康保険団体連合会に委託する個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者番号枝番と個人番号の紐づきの管理などの業務を追加

医療保険者向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務【委託業務を追加】

- ・ 支払基金に委託するオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する業務を追加

オンライン資格確認の導入に伴う 国民健康保険関係事務に関する特定個人情報保護評価

(4) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

権限のない者によって不正に使用されるリスクに対する具体的な方法【追加】

- 医療保険者向け中間サーバ等システムを管理・運用する医療保険者向け中間サーバ等システムを管理・運用する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会では、使用するパスワードについて、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する
- 国保総合システムにおける特定個人情報の使用記録について、記録の内容と関連する書面を照合して確認し、不正な運用が行われえていないか監視する

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保【追加】

- 医療保険者向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得事務について、サーバ等の設置場所のセキュリティ対策をクラウド事業者に行わせる場合、次を満たすものとする
 - ISO/IEC 27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC 27018の認証を取得していること
 - セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
 - 日本国内でのデータ保管を条件としていること
 - 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること
- 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、委託者である医療保険者向け中間サーバ等システムを管理・運用する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会及び本市の許諾を得る